

2011 年度
調査報告書

公共スポーツ施設整備財源に関する研究



〔共同研究者〕

埼玉大学経済学部 講師 宮崎 雅人

目 次

1. はじめに	-----	2
2. 本報告書における公共スポーツ施設の定義と課題	-----	3
2-1 本報告書における公共スポーツ施設の定義と調査の対象	-----	3
2-2 公共スポーツ施設数の把握における課題	-----	4
3. 公共スポーツ施設整備のための諸制度	-----	5
3-1 国庫補助金および交付金	-----	5
3-2 地方債	-----	9
4. 県レベルにおけるスポーツ施設の整備	-----	14
4-1 静岡県	-----	14
4-2 三重県	-----	18
4-3 A 県	-----	20
4-4 3 事例の分析	-----	22
4-5 国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備	-----	25
5. 公共スポーツ施設の維持・補修と財源	-----	27
6. おわりに	-----	30

1. はじめに

これまでわが国においては縦割りのスポーツ行政を反映して、公共スポーツ施設は文部科学省・教育委員会が関係するものを中心として把握され、都市公園における運動公園などは必ずしも正確に把握されてこなかった。また、スポーツに関する研究においては、自治体が行う公共スポーツ施設の整備について必ずしも詳細な分析は行われておらず、公共スポーツ施設の維持・補修の問題に関してはほとんど議論がされてこなかった。

そこで本研究においては、わが国における公共スポーツ施設を再定義した上で、その新規建設と維持・補修の財源に関する問題を中心に分析を行う。社会体育施設以外の公共スポーツ施設を含めて公共スポーツ施設を再定義し、静岡県、三重県、A県について、県が所有する公共スポーツ施設を把握する。そして、施設の整備に充てられた財源について分析を行う。また、3県の事例に加え、国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備について触れる。さらに、公共スポーツ施設の維持・補修の現状について明らかにする。

本報告書は次のように構成されている。まず2章において公共スポーツ施設の再定義を行い、施設数の把握における課題を明らかにする。次に3章において公共スポーツ施設整備のための諸制度について解説を行う。ここでは公共スポーツ施設整備に充てられる国庫補助金および交付金、地方債について詳述する。4章においては、2章で示した定義に基づいて、先述した3県における公共スポーツ施設を把握し、その整備財源についてヒアリングおよび提供資料に基づいて明らかにする。さらに、これら3県の事例に加えて国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備について、B県およびB県内市町村の事例をもとに議論するⁱ。5章においては公共スポーツ施設の維持・補修と財源の問題について論じる。

2. 本報告書における公共スポーツ施設の定義と課題

2-1 本報告書における公共スポーツ施設の定義と調査の対象

わが国には図書館や博物館、公民館など多くの公共施設が存在し、これらは「社会教育施設」と呼ばれる。社会教育施設はその存在が社会教育法（1949年）によって規定され、社会教育の推進を目的として設置されている。社会教育法で社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」（第2条）を意味し、この「体育及びレクリエーションの活動」を具体的に推進するための法律としてスポーツ振興法（1961年）が制定された。スポーツ振興法では「体育館、水泳プールその他政令で定めるスポーツ施設」の整備が努力義務として明示されたことで、多くの自治体にスポーツ施設が整備されてきた。スポーツ振興法が社会教育法に関係する法律であるため、社会教育推進のためのスポーツ施設を社会体育施設と呼び、社会教育施設を構成するものとして扱われている。

わが国に存在する社会体育施設について、その数や施設種別などを把握するための資料として、文部科学省が実施する「社会教育調査」がある。社会教育調査とは、社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした調査であり、社会教育行政についての項目（都道府県、市町村における教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項など）のほか、公民館、図書館、博物館、社会体育施設などといった社会教育施設に関する項目を調査している。基幹統計に指定されていることからわかるように、社会体育施設における調査では最も精度が高い。また、わが国には社会体育施設以外にもスポーツ施設は存在し、青少年教育施設（青年の家、青少年自然の家など）や女性教育施設（男女共同参画センター、女性センターなど）、公民館に付帯するスポーツ施設などがそれにあたる。このような施設は文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」によって把握されており、文部科学省ではこれらの施設と社会体育施設をあわせて「公共スポーツ施設」としている。しかし、体育・スポーツ施設現況調査では、施設の所管別の資料が公開されておらず、各自治体が所管する施設の全数を把握するのは困難である。したがって本研究では、文部科学省が定義する「公共スポーツ施設」ではなく、「平成20年度社会教育調査報告書」（2010年4月）に基づき、公共スポーツ施設を再定義した。

社会教育調査報告書では、自治体が所管する公共スポーツ施設の名称は掲載されておらず、それぞれの都道府県が所管する施設の総数しか把握できない。よって、都道府県の公式ウェブサイト等の情報をもとに、社会教育調査で回答されたであろう公共スポーツ施設の一覧を独自に作成した。この施設一覧から、自然空間を利用したスポーツ施設（海水浴場、キャンプ場、ゴルフ場、スキー・スノーボード場など）を除外し、いわゆる「箱物」とされる施設を本研究における公共スポーツ施設と定義した。また、先述のように社会体育施設以外にもスポーツ施設は存在することから、一般の

利用に資する公共スポーツ施設があれば、との条件で調査し、回答のあった施設も公共スポーツ施設に含めた。

2-2 公共スポーツ施設数の把握における課題

本研究では先述の通り、社会教育調査における都道府県所管施設総数をもとに施設一覧を作成したが、公式ウェブサイト等から得られた情報からは、社会体育施設および青少年教育施設等に付帯するスポーツ施設以外の公共スポーツ施設の存在が確認できる。このような施設について対象自治体の担当者にヒアリングした結果、社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査から漏れている公共スポーツ施設の存在が明らかとなった。つまり、最も精度の高い社会教育調査とそれを補完する体育・スポーツ施設現況調査をあわせても、公共スポーツ施設数の把握は不完全ということになる。

本研究の対象とした自治体において社会教育調査から漏れている公共スポーツ施設の例をあげると、①都市公園として整備された運動公園、②障害者スポーツ施設、③教職員の研修施設（一般市民の利用も可能）、④教育委員会（スポーツ担当部局）が所管していない施設などである。これらの施設は、その性質から青少年教育施設等に付帯するスポーツ施設としてカウントされている可能性も低い。したがって、特に複合的に大規模なスポーツ施設を整備する運動公園が、広く市民に公共スポーツ施設として利用されているにも関わらず社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査から漏れている例があることが明らかとなり、これは特筆すべき事実である。

このようなデータの不完全さの原因として考えられるのは、公共スポーツ施設が自治体内のさまざまな部署によって所管されていることであろう。多くの公共スポーツ施設はスポーツ担当部局（主に教育委員会）が所管しているが、運動公園は都市公園法によって規定されており、その多くが土木・建設系の部局によって所管されている。また、障害者スポーツ施設は福祉系の部局が所管している場合が多い。社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査はそれぞれの自治体の教育委員会経由で実施されるため、施設情報の集約は必然的に部局間をまたがざるを得ず、自治体によって回答される公共スポーツ施設が統一されないのではないかと推察される。公共スポーツ施設の過不足についての議論が行われる中、このように施設数ですら正確に把握できていないのが現状である。

3. 公共スポーツ施設整備のための諸制度

3-1 国庫補助金および交付金

公共スポーツ施設の新規建設は、一般財源のみならず、地方債を起債して財源を確保する。また、何年間にわたり基金ⁱⁱを積み立てて財源を確保する場合もある。さらに、都道府県であれば国の補助を、市町村であれば国や都道府県の補助を受け、地方交付税などとあわせて施設整備の予算を計上することとなる。ここでは、国が行う公共スポーツ施設整備の主な補助制度について述べる。

表 1 に国が行う公共スポーツ施設整備の主な補助制度を示した。この中で、特に公共スポーツ施設の整備に貢献してきた制度が、文部科学省の「社会体育施設整備費補助金」および国土交通省の「都市公園事業費補助」である。社会体育施設整備費補助金は、地域スポーツセンター、水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センターなどの整備を対象としてその経費を補助する制度であり、1950年代から2005年度まで実施された。その後、「安全・安心な学校づくり交付金」「学校施設環境改善交付金」と名称を変え、2006年度から始まった「安全・安心な学校づくり交付金」以降、社会体育施設整備費補助金は交付金の内数となった。

表 2 には、詳細の判明している2005年度までの社会体育施設整備費補助金の推移を示した。1985年度の77億9,000万円から減少を続け、2005年度には10億2,000万円となった。2006年からは「安全・安心な学校づくり交付金」の内数となったため詳細は不明だが、大幅に増加していることはないと推察される。

表1 主な公共スポーツ施設整備補助制度

省	制度名称	制度期間	補助率	対象(全体)	対象(スポーツ施設)
文部科学省	体育施設整備費補助金	～1980	1/3	へき地の教職員住宅、特別支援学校、実験実習施設、学校給食施設、 地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター 、学校水泳プール、中学校武道場、学校クラブハウス など	地域スポーツセンター、水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター など
	公立社会体育施設整備費補助金	1981～1983	1/3		
	社会体育施設整備費補助金	1984～2005	1/3		
	安全・安心な学校づくり交付金	2006～2010	1/3		
	学校施設環境改善交付金	2011～	1/3		
国土交通省	都市公園事業費補助	～2009	用地 1/3 施設 1/2	園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、 運動施設 、教養施設、便益施設、管理施設、その他の施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、スキー場、水泳プール、ボート場、スケート場、相撲場、乗馬場 など
	まちづくり交付金	2004～2009	事業費に対して概ね4割		
	社会資本整備総合交付金	2010～	現行の法律等において補助率の規定がある場合はそれを適用 対応する法律等が無い場合は1/2		
経済産業省	電源立地地域対策交付金	1974～	発電用施設の設備、運転状況に応じ 交付限度額を決定 充当額は市町村が判断	道路、港湾、漁港、都市公園、水道、通信施設、 スポーツ等施設 、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設など	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路 など
防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金	1974～	充当額は市町村が判断	交通施設及び通信施設、 スポーツ又はレクリエーションに関する施設 、環境衛生施設 など	スポーツ又はレクリエーションに関する施設(体育館、運動場、公園など)
環境省	自然環境整備交付金	2005～	上限45%	国定公園整備事業、国指定鳥獣保護区 の自然再生事業、 長距離自然歩道整備事業	国定公園内の自然歩道(長距離自然歩道)
総務省	地域間交流施設整備事業	2002～ (新設事業は 2009年まで)	原則として補助対象経費の1/3以内	宿泊施設、 スポーツレクリエーション施設 、健康増進回復施設、資料展示施設、教育文化施設 など	スポーツレクリエーション施設

表 2 社会体育施設整備費補助金の推移

年 度	金額(千円)	制 度 名
1985	7,791,344	社会体育施設整備費
1986	6,672,682	
1987	5,801,441	
1988	5,801,441	
1989	6,346,479	
1990	6,346,479	
1991	6,647,369	
1992	6,684,800	
1993	6,640,757	
1994	5,116,912	
1995	4,712,016	
1996	4,793,715	
1997	4,387,695	
1998	4,033,650	
1999	3,011,936	
2000	2,369,554	
2001	1,472,114	
2002	1,286,094	
2003	1,169,080	
2004	1,060,420	
2005	1,023,000	
2006	49,449,000	安全・安心な学校づくり交付金※
2007	70,970,000	
2008	74,867,000	
2009	75,068,000	
2010	78,354,000	学校施設環境改善交付金※
2011	43,587,000	

当初予算のみ。国立競技場、長野オリンピック関係は含まず。

※社会体育施設整備費はこの内数であり、詳細は不明。

笹川スポーツ財団（2011）より作成

国土交通省の都市公園事業費補助は1950年代から2009年まで行われた。都市公園は表3に示したように、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等に大別できる。このうち、都市基幹公園における運動公園が主に公共スポーツ施設としての役割を担っており、補助対象施設は表4に示した通りである。これをみると、さまざまな施設が補助対象となっており、その範囲は文部科学省の社会体育施設整備費補助金（現 学校施設環境改善交付金）よりも広い。さらに表1の通り、補助率も1/2と社会体育施設整備費補助金の1/3よりも高いことがわかる。その後、都市公園事業費補助は「社会資本整備総合交付金」（2010年度～）に統合され、現在に至っている。社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方自治体向け個別補助金を一つの交付金に一括化したもので、道路、港湾、下水道といったインフラ整備や都市

公園などの市街地整備、住環境整備といった地域住宅支援を総合的に支援し、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫が生かせる交付金となっているⁱⁱⁱ。しかし、社会資本整備総合交付金は地方自治体における総合的なまちづくりの計画に対して交付されるため、個々の自治体の都市公園事業に使用された金額を計画から算出することはできても、国費として都市公園事業に使用された総額を算出することは非常に困難となっている。

このように、公共スポーツ施設整備のための主な補助制度として、社会体育施設整備費補助金（現 学校施設環境改善交付金）および都市公園事業費補助（現 社会資本整備総合交付金）が存在してきたが、現在はそのうちの程度の金額が公共スポーツ施設整備に使用されているかを把握することはできない。

表 3 都市公園の種類

種類	種別
住区基幹公園	街区公園
	近隣公園
	地区公園
都市基幹公園	総合公園
	運動公園
大規模公園	広域公園
	レクリエーション都市
国営公園	
緩衝緑地等	特殊公園
	緩衝緑地
	都市緑地
	緑道

国土交通省ウェブサイトより作成

表 4 都市公園における主な補助対象施設

分類	園路広場	休養施設	遊戯施設	運動施設	
公園施設の 種類	園路 広場	休憩所 ベンチ 野外卓 キャンプ場	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設	相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪
		その他これらに 類するもの	砂場 徒歩池 その他これらに 類するもの	ボート場 スケート場 スキー場	その他これらに 類するもの これらに附属する 工作物 (観覧席、シャワー等)

国土交通省ウェブサイトより作成

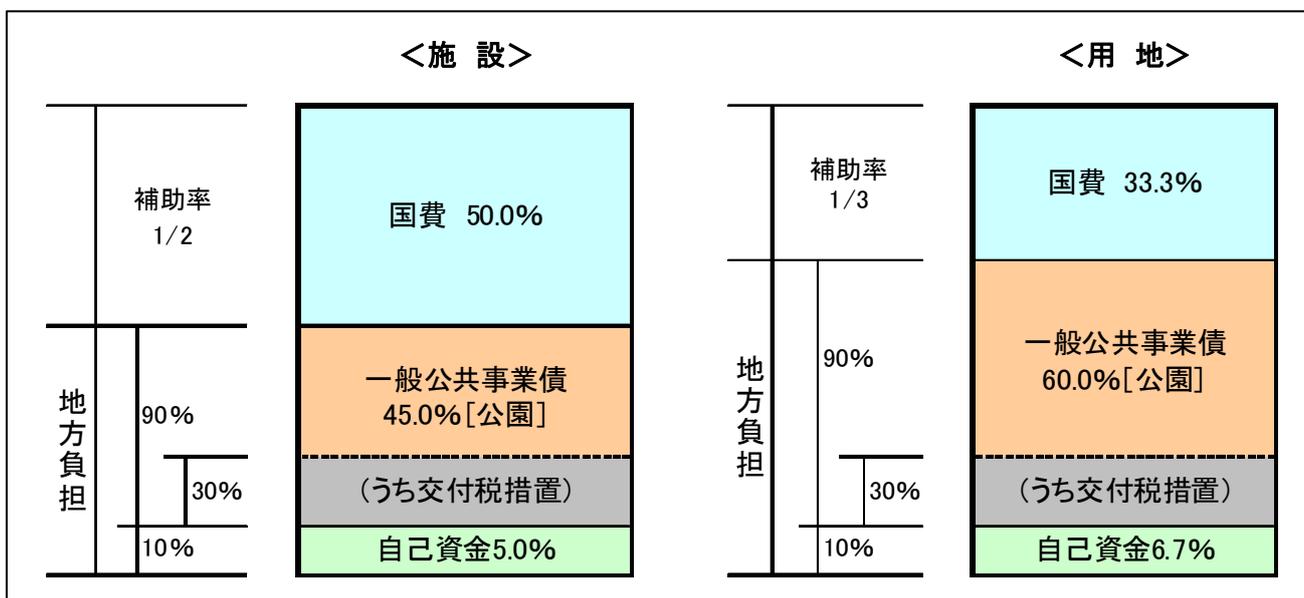
3-2 地方債

自治体が公共スポーツ施設を整備するための財源として、前節において触れた国から交付される国庫補助金や交付金以外に地方債がある。地方債とは、地方自治体が財政上必要とする資金を将来その資金を償還するなどの債務を負うことにより外部から調達する仕組みである。地方債はその対象事業の種類によって区分することができ、公共スポーツ施設整備のために充てられる地方債としては次のものがある。

①一般公共事業債

一般公共事業債は、港湾事業、河川事業、道路事業、都市計画事業などの国庫補助事業に係る地方負担額および国の直轄事業に係る負担金等を対象としており^{iv}、都市公園内に設置される公共スポーツ施設の整備にも充てられた^v。図1は社会資本整備総合交付金創設以前の都市公園等整備事業のうち、補助事業に係る財源を示したものである。前節で触れたように、都市公園等整備事業のうち、施設整備に対しては補助基本額の1/2（用地に対しては1/3）が国庫補助金として交付された。一般公共事業債は、都市公園等整備事業費のうち国庫補助金を差し引いた地方負担の90%に充当され、社会資本整備総合交付金創設以後も同様である。

図1 都市公園整備事業に係る財源（1）



富山県ウェブサイトより引用

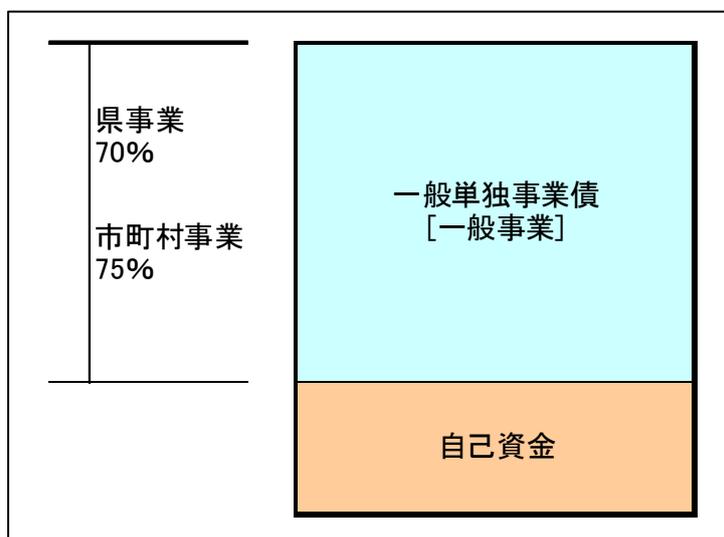
②公園緑地事業債および一般事業債

公園緑地事業債は一般単独事業債の中の小項目として設けられたものであり、都市公園法等に基づく都市公園施設の整備事業で墓園、動植物園等他の事業債で対象とされるもの以外の事業債および古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等に

基づく古都保存事業および緑地保全事業を対象としていた。充当率は都道府県についてはおおむね 95%、政令指定都市はおおむね 70%、市町村は 75%とされていた^{vi}。一般公共事業債と同様に、都市公園内に設置される公共スポーツ施設の整備にも充てられた。

公園緑地事業債の区分は 2001 年度をもって廃止され、現在は一般単独事業債のうち一般事業債に位置付けられている。図 2 は都市公園等整備事業のうち国から補助金が交付されない単独事業に係る財源を示したものである。一般事業債は地方自治体が単独事業として行う都市公園等整備事業の、都道府県・政令指定都市については 70%、市町村については 75%に充当される。

図 2 都市公園整備事業に係る財源 (2)



富山県ウェブサイトより引用

また、一般事業債は地方財政法第 5 条に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての一般会計事業債を対象としており、2006 年度の交付金化以前の社会体育施設整備費補助金の補助裏にも充当されていた^{vii}。

③ 辺地対策事業債

辺地対策事業債とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律」により、政令で定める要件に該当する辺地を包括する市町村が、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費に充てるために発行する地方債である。観光またはレクリエーションに関する施設はこの地方債の対象事業となっており、道路（道路そのものが観光またはレクリエーション施設であるサイクリングロード、遊歩道の類および観光またはレクリエーション施設エリア内の連絡道に限る）、スキー場（リフトおよび圧雪機械を含む）、

体育館、運動場、プールなどの公共スポーツ施設の整備に充てることができる。充当率は100%であり、元利償還に要する経費については毎年度元利償還金の80%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入される^{viii}。

④ 過疎対策事業債

過疎対策事業債とは、「過疎地域自立促進特別措置法」により、過疎地域として指定された市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する出資および施設の整備に要する経費に充てるために発行する地方債である。辺地対策事業債と同様に、観光またはレクリエーションに関する施設はこの地方債の対象事業となっており、道路（道路そのものが観光またはレクリエーション施設であるサイクリングロード、遊歩道の類および観光またはレクリエーション施設エリア内の連絡道に限る）、スキー場（リフトおよび圧雪機械を含む）、体育館、運動場、プールなどの公共スポーツ施設の整備に充てることができる。過疎対策は1970年の過疎地域対策緊急措置法に始まったが、過疎対策事業債は過疎地域緊急措置法の時代から活用されてきた。充当率は100%であり、元利償還に要する経費については毎年度元利償還金の70%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入される^{ix}。

⑤ 厚生福祉施設整備事業債および一般事業債

厚生福祉施設整備事業は、いわゆる「特別地方債」として厚生年金保険および国民年金積立金の還元融資資金によって起債ができるもので、対象となる施設は、老人福祉施設や身体障害者更生援護施設等の「社会福祉施設」および福祉センターや保健所等の保健衛生施設や会館等の厚生文化施設等を対象とする「社会福祉施設等」と、宿泊休養施設等のレクリエーション施設や体育館等の公共スポーツ施設を対象とする「レクリエーション・スポーツ施設」とに分かれていた。当該施設はその資金の性格上、各年金の被保険者等の利用が十分に期待されうるものでなければならぬとされていた^x。

特別地方債は2000年度をもって廃止され、厚生福祉施設整備事業債の対象事業のうち社会福祉施設整備事業および介護サービス施設整備事業の対象となるものを除き、一般事業債の対象となっている^{xi}。

⑥ 地域総合整備事業債

地域総合整備事業債（以下、地総債）は地方自治体が計画的に選択した事業に対して地方債を措置することにより、地方公共団体の自主性・計画性を確保しつつ、地域の総合的な整備を促進することを目的として、1978年に第三次全国総合開発計画の新広域市町村圏振興整備の必要性を踏まえ、創設されたものである。その後、1984年に広域的な地域振興計画または市町村の基本構想等に基づく個性的で魅力あるまちづく

り、地域づくりのために都道府県および市町村が計画的に行う公共施設の整備における地方単独事業を推進するため、まちづくり特別対策事業が創設された際に、元利償還金に対する交付税措置（基準財政需要額への算入措置）が講じられる「特別分」が導入された。当時は充当率が70%で、基準財政需要額への算入率は財政力指数^{xiii}に応じて25～50%とされていたが、1986年度に充当率を75%に、交付税措置を30～55%に引き上げることとされた^{xiii}。その後、地域総合整備事業債特別分の対象は、毎年度順次拡大され、1986年度にはリーディング・プロジェクトおよび防災まちづくり事業が、1988年度にはふるさとづくり特別対策事業が創設され、起債充当残の一般財源部分に対する当該年度事業費補正措置が導入され、当時のふるさと創生の流れにも沿って事業量は飛躍的に伸びていった。その後、ふるさとづくり特別対策事業は、地域づくり推進事業、ふるさとづくり事業へと引き継がれた。

施設の整備手法については、民間施設全体の買い取りや民間の建造物の一部の区分所有権の買い取り等の手法による場合も対象とされていたほか、公共施設の新設に限らず、既存の施設の増築や改築、大規模な模様替え等のリニューアル事業についても、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に付加し、あるいは構造を大きく変えるなどの実質的な内容があり、地方自治体が自主的・主体的に実施するものは対象となった。なお、補助事業等で整備した施設の増築や改築、大規模の模様替え等のリニューアル事業も対象となった^{xiv}。この地方債によって体育館、柔剣道場、プール、屋内プール、テニスコート、野球場、サッカー場などの公共スポーツ施設を整備することができた^{xv}。

地総債は2001年度をもって廃止され、2002年度以降は経過措置として2001年度までに着手した事業のうち、2003年度までに起債の許可を受けて事業を開始したものについて、継続事業分が措置された^{xvi}。

⑦合併特例債

合併特例債は「市町村の合併の特例に関する法律」（旧法）が1999年に改正された際に創設されたものであり、合併市町村まちづくりのための建設事業（市町村建設計画に基づく合併後10か年度の間特に必要な事業の経費）と合併市町村振興のための基金造成に充当された。充当率は対象事業費のおおむね95%であり、元利償還金の70%について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入された。この地方債は地方単独事業のみならず、国庫補助事業に係る地方負担額にも充てることができた。対象事業の例としては、旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備（道路、橋りょう、トンネルなど）、合併市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備（住民が集う運動公園等の整備）などが挙げられ^{xvii}、公共スポーツ施設の整備も合併特例債の起債対象事業であった。なお、この地方債は2005年4月からの「市町村の合併の特例等に関する法律」（新法）の施行により廃止されたが、旧法の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業には充てることができた^{xviii}。

⑧新産業都市等建設事業債および首都圏等建設事業債

新産業都市等建設事業債とは、「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する対象事業について、通常の負担額を超えて実施する場合に、起債の①充当率の嵩上げ、②利子補給が行われる地方債であり、都道府県のみを対象とするものである^{xix}。公共スポーツ施設整備が関係するのは都市公園事業の超過負担分に充当される部分である。この地方債は、新産業都市建設促進法が 2000 年度末で廃止されたため、2001 年度から首都圏等建設事業債に名称を変更し、経過措置に移行した。

⑨一般補助施設整備等事業債

一般補助施設整備等事業債は 2006 年度に創設され、地方財政法第 5 条等に規定する適債事業のうち、地方債計画上他の事業項目で措置されないすべての事業を対象としている（原則として、国庫補助事業を対象としている）。公共スポーツ施設整備に関連する事業としては、まちづくり交付金事業、レクリエーション・スポーツ施設が挙げられる^{xx}。

以上みてきたように、公共スポーツ施設整備のために、国庫補助金・交付金の補助裏や、単独事業にさまざまな地方債が充当される。では、地方自治体が具体的にどのような地方債を活用してスポーツ施設を整備してきたのか。次章ではいくつかの事例をみることにする。

4. 県レベルにおける公共スポーツ施設の整備

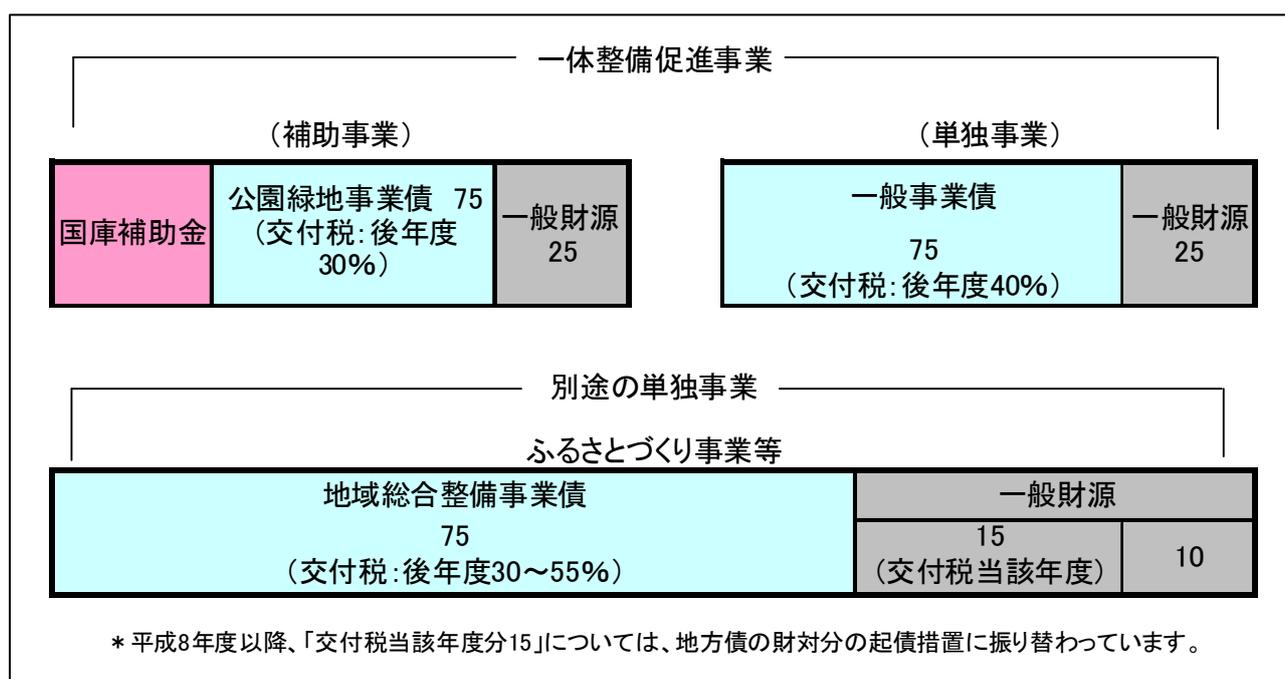
前章において公共スポーツ施設整備のための財源についてみたが、本章においては地方自治体が具体的にどのような財源を用いて公共スポーツ施設を整備してきたのかについてみていきたい。本章において事例として取り上げるのは、静岡県、三重県、A県の3つである。

4-1 静岡県

静岡県が所有する公共スポーツ施設として、2章において示した本報告書における公共スポーツ施設の定義に基づけば、23の施設が存在する。表5(p.17)はそれらのうち、整備財源が明らかとなっている13施設の整備財源の内訳を示している。

①小笠山総合運動公園は都市公園事業費補助金(28.0億円)、一般単独事業債、新産業都市等建設事業債(2つの地方債を合わせて834.0億円)、公園緑地事業債(4.6億円)、地総債(39.2億円)、補正予算債^{xxi}(1.5億円)、減収補てん債(11.6億円)、一般財源(198.3億円)によって整備された。都市公園の整備には「都市公園等一体整備促進事業」という事業がかつて存在し^{xxii}、都市公園等の整備を促進するため、補助事業と単独事業による一体的な整備に対して、図3に示すような財源措置が講じられることとなっていた。この事業は、こうした枠組みに沿って行われたものと考えられる。

図3 都市公園等一体整備促進事業



地方債制度研究会編(1997)より引用

- ②富士山こどもの国にはクロスカントリーコースが存在するが、このスポーツ施設を含めた施設全体の整備には、一般単独事業債（123.7億円）、地総債（12.6億円）、減収補てん債（5.0億円）、一般財源（34.9億円）が充てられた。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ③朝霧野外活動センター体育館は地総債（5.2億円）と一般財源（2.2億円）、スケート場は一般財源（1.0億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ④観音山少年自然の家多目的ホールは一般財源（0.6億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑤三ケ日青年の家体育館の整備には地総債（0.5億円）、臨時地方道整備事業債（臨道債）^{xxiii}（1.0億円）、一般財源（2.8億円）が充てられ、ヨット場には一般財源（1.7億円）が充てられた。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑥焼津青少年の家体育館は社会教育施設整備費補助金（0.1億円）、地総債（1.3億円）、一般財源（2.2億円）によって整備された。財源に占める割合は低いが国庫補助金が含まれており、補助事業と単独事業を組み合わせで整備されたものと考えられる。
- ⑦県総合教育センターには庭球コート、体育館が存在するが、このスポーツ施設を含めた施設全体の整備には、地総債（111.8億円）、一般財源（26.5億円）が充当された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑧県立富士山麓山の村多目的ホールは一般単独事業債（4.8億円）、地総債（6.0億円）、一般財源（11.0億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑨静岡県武道館、⑩静岡県ソフトボール場、⑪県立水泳場、⑫静岡県富士水泳場は地総債（それぞれ46.2億円、11.2億円、25.0億円、56.4億円）と一般財源（それぞれ20.6億円、6.2億円、16.2億円、22.5億円）によって整備された。これらの事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑬静岡県職員会館体育館は一般単独事業債（14.3億円）と一般財源（27.1億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。

以上の 13 施設のうち、11 施設において地総債を活用した施設整備が行われており、公共スポーツ施設整備において地総債が果たした役割の大きさがうかがえる。また、国庫補助金を活用して整備した施設が 2 施設のみとなっており、公共スポーツ施設整備における単独事業のウエイトの高さがうかがえる。

表5 静岡県における公共スポーツ施設整備財源

(単位:百万円)

施設No.	所管部局	施設名	施設種別	建設開始年度	補助金名	建設事業費					
						国庫	県債		その他		
1	交通基盤部	小笠山総合運動公園 (広域公園)	総合運動場 (施設全体)	平成7年 (1995)	都市公園 事業費 補助金	117,709	2,798	89,085	(内訳)	19,826	
								83,401	一般単独 ・新産業都市		
								150	補正予算		
								463	公園		
								3,915	地総債		
1,156	減収補てん										
2		富士山こどもの国 (広域公園)	クロスカントリーコース	平成11年 (1999)	-	17,615	0	14,129	(内訳)	3,486	
								12,370	一般単独		
								1,256	地総債		
								503	減収補てん		
3	教育委員会	朝霧野外活動センター	体育館	平成7年※ (1995)	-	741	0	517	地総債	224	
アイススケート				-	102	0	0	102			
4		観音山少年自然の家多目的ホール	体育館	昭和56年 (1981)	-	60	0	0	60		
5		三ヶ日青年の家	体育館	平成2年※ (1990)	-	428	0	153	(内訳)	275	
								53	地総債		
			ヨット場		-	172	0	0	172		
6		焼津青少年の家体育館	体育館	昭和61年※ (1986)	社会教育施設 整備費補助金	364	13	134	地総債	217	
7		県総合教育センター	庭球コート 体育館	平成4年 (1992)	-	13,829	0	11,176	地総債	2,653	
8		県立富士山麓山の村多目的ホール	体育館	昭和59年 (1983)	-	2,182	0	1,081	(内訳)	1,101	
								481	一般単独		
								600	地総債		
9			静岡県武道館	体育館	平成11年 (1999)	-	6,681	0	4,620	地総債	2,061
				柔剣道場							
	柔道場										
	弓道場										
	相撲場										
10	静岡県ソフトボール場	野球(ソフトボール)場	平成8年 (1996)	-	1,742	0	1,124	地総債	618		
11	県立水泳場(温水)	水泳プール	昭和63年 (1988)	-	4,121	0	2,500	地総債	1,621		
12	静岡県富士水泳場	水泳プール	平成11年 (1999)	-	7,881	0	5,635	地総債	2,246		
13	経営管理部	静岡県職員会館体育館	体育館	昭和60年 (1985)	-	4,137	0	1,428	一般単独	2,709	

注: [] 公共スポーツ施設以外の施設を含む総事業費

※建替年

4-2 三重県

三重県が所有する公共スポーツ施設として、2章において示した本報告書における公共スポーツ施設の定義に基づけば、13の施設が存在する。表6はそれらのうち、整備財源が明らかとなっている8施設の整備財源の内訳を示している。

- ①W-1にはa～eの施設があるが、a、c、dは地総債（aは26.8億円、cおよびdは103.7億円）、一般財源、三重県体育スポーツ振興基金（aは9.4億円、cおよびdは31.8億円）により、b、eは一般財源と三重県体育スポーツ振興基金（それぞれ0.1億円、16.9億円）により整備された。これらの事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ②W-2は一般財源と三重県体育スポーツ振興基金（0.8億円）により整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ③W-3は国体施設整備のための国庫補助金（500万円）、厚生福祉施設整備事業債（1.3億円）、一般財源および市負担金（0.6億円）によって整備された。
- ④W-4にはa～cの施設があるが、厚生福祉施設整備事業債（それぞれ1.4億円、1.8億円、1.3億円）と一般財源（それぞれ0.7億円、0.1億円、0.3億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑤Xおよび⑥Yは地総債（それぞれ140.2億円、26.8億円）と一般財源（34.0億円、9.0億円）によって整備された。これらの事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑦Z-1も施設XやYと同様に、地総債（15.0億円）と一般財源（額は不明）によって整備された。なお、表6において、地総債の起債額がZ-1の建設事業費を上回っているが、これは起債額に管理棟や噴水等の整備が含まれているためである。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ⑧Z-2については地総債の起債額（12.1億円）のみが明らかになっているが、おそらく地総債と一般財源によって整備されたものと思われる。

以上の8施設のうち、5施設において地総債を活用した施設整備が行われており、静岡県の場合と同様に、公共スポーツ施設整備において地総債が果たした役割の大きさがうかがえる。また、国庫補助金を活用して整備した施設が1施設のみとなっており、こちらも静岡県の場合と同様に、公共スポーツ施設整備における単独事業のウエイトの高さがうかがえる。

表6 三重県における公共スポーツ施設整備財源

(単位:百万円)

施設 No.	所管部局	施設名	施設種別	建設開始 年度	建設事業費					備考
					国庫	県債		その他		
1	I	W-1	W-1-a	平成元年 (1989)	3,614	0	2,677	地総債	937	県費、三重県体育スポーツ振興基金
			W-1-b	平成19年 (2007)	11	0	0		11	県費、三重県体育スポーツ振興基金
			W-1-c	平成4年 (1992)	13,552	0	10,373	地総債	3,179	県費、三重県体育スポーツ振興基金
			W-1-d							
			W-1-e	平成16年 (2004)	1,692	0	0		1,692	県費、三重県体育スポーツ振興基金
2	I	W-2	W-2-a	昭和47年 (1972)	78	0	0		78	県費、三重県体育スポーツ振興基金
3		W-3	W-3-a	昭和49年 (1974)	198	5	133	厚生福祉施設 整備事業債	64	国体国庫補助、市負担金
4		W-4	W-4-a	昭和38年 (1953)	210	0	140	厚生福祉施設 整備事業債	70	
	W-4-b		昭和42年 (1967)	194	0	180	厚生福祉施設 整備事業債	14		
	W-4-c		昭和47年 (1972)	163	0	132	厚生福祉施設 整備事業債	31		
5	II	X	X-a	平成4年 (1992)	17,424	0	14,020	地総債	3,404	
6	III	Y	Y-a	平成8年 (1996)	3,579	0	2,684	地総債	895	
7	IV	Z-1	Z-1-a	平成3年 (1991)	799	0	1,499	地総債	不明	起債額には本部棟(管理棟)や 噴水等の整備を含む
Z-1-b										
8		Z-2	Z-2-a	昭和63年※ (1988)	不明	不明	1,212	地総債	不明	
			Z-2-b							
Z-2-c										

※供用開始年

4-3 A 県

A 県が所有する公共スポーツ施設として、2 章において示した本報告書における公共スポーツ施設の定義に基づけば、5 つの施設が存在する。表 7 はそれらのうち、整備財源が明らかとなっている 4 施設の整備財源の内訳を示している。

- ①A-1 は地方債（事業債区分は不明、1.6 億円）と一般財源（2.3 億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ②A-2 は補助事業と単独事業とを組み合わせることで整備がなされた。財源として、国庫補助金（1.3 億円）と地方債^{xxiv}（事業債区分は不明、2.6 億円）、地総債（15.1 億円）、一般財源（補助事業分は 0.5 億円、単独事業分は 6.5 億円）が充当された。
- ③A-3 は一般財源（2.1 億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。
- ④A-4 は地総債（2.7 億円）と一般財源（0.9 億円）によって整備された。この事業は国庫補助金を活用しない単独事業であった。

以上の 4 施設のうち、2 施設において地総債を活用した施設整備が行われており、他の 2 県のケースと同様に、公共スポーツ施設整備において地総債が果たした役割の大きさがうかがえる。また、国庫補助金を活用して整備した施設が 1 施設のみとなっており、こちらも他の 2 県のケースと同様に、公共スポーツ施設整備における単独事業のウエイトの高さがうかがえる。

表7 A県における公共スポーツ施設整備財源

(単位:百万円)

No.	部局	施設名	種別	建設開始年度	建設事業費					備考
					国庫	県債		その他		
1	V	A-1	A-1-a	昭和54年※ (1979)	390	0	157	不明	233	
2		A-2	A-2-a	昭和59年 (1984)	2,770	134	260	不明	52	補助事業
			A-2-b							
			A-2-c							
			A-2-d							
			A-2-e							
			A-2-f							
A-2-g		191	0	118	地総債?	73				
3	A-3	A-3-a	昭和38年※ (1963)	210	0	0		210		
4	A-4	A-4-a	昭和62年 (1987)	353	0	267	地総債	86		

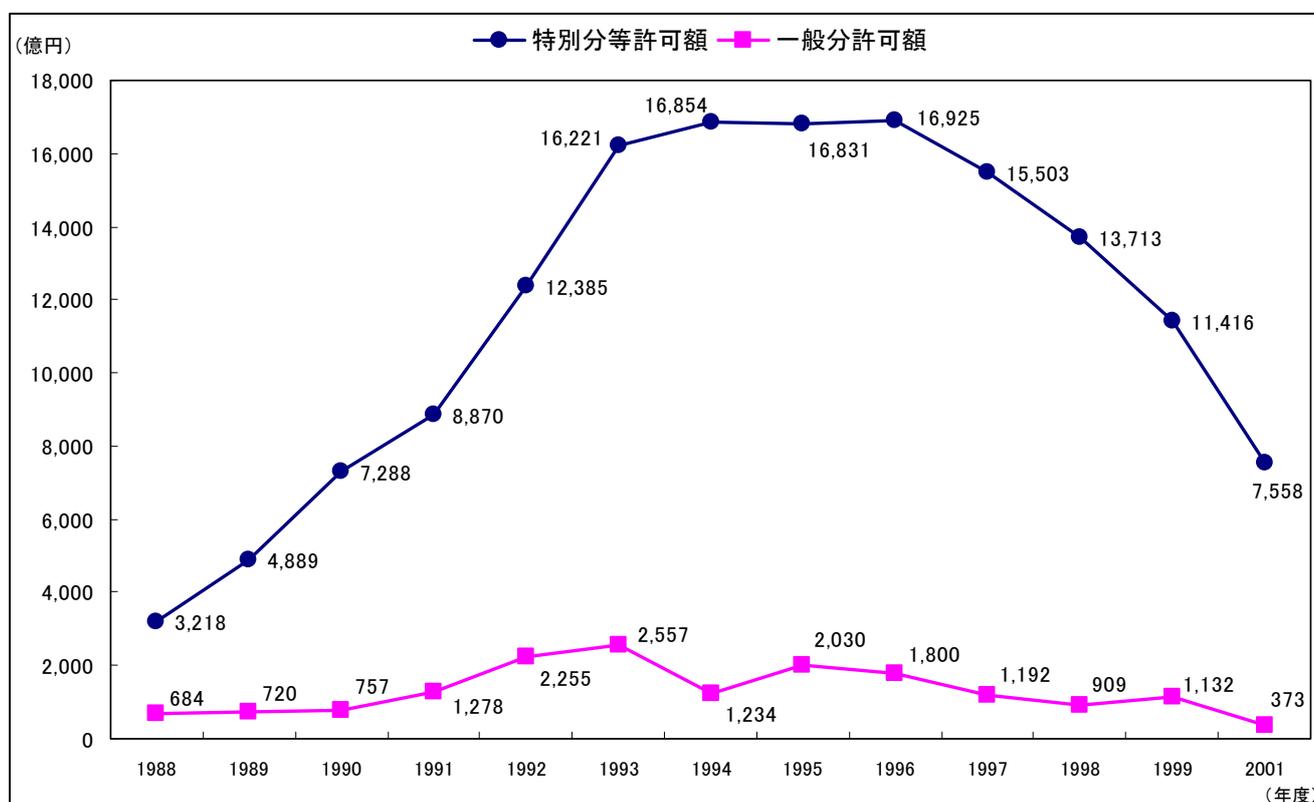
注: 公共スポーツ施設以外の施設を含む総事業費
 ※供用開始年

4-4 3 事例の分析

以上の3県の事例に共通してみられる特徴として、すでに指摘したことではあるが、地総債を起債した公共スポーツ施設整備の多さ、単独事業による公共スポーツ施設整備の多さがある。前章で触れたように、公共スポーツ施設整備の財源として充てることができるものは数多くあるが、3県の事例から指摘することができるのは、主として特定の財源が活用されて公共スポーツ施設が整備されたということである。

1984年度に地総債の特別分が創設され、2001年度に廃止されるまで、公共スポーツ施設に限らず、さまざまな施設に充当された。図4は1988～2001年度における地総債一般分と特別分等^{xxv}の推移を示したものである。この図から読み取ることができるように、地総債特別分等の許可額は1993年度まで急速に増加し、1996年度にピークを迎えた。

図4 地総債許可額の推移



地方債協会『地方債統計年報（各年版）』より作成

この期間に3県においても公共スポーツ施設が数多く整備されている。表8は3県の事例について建設開始年度をもとに時系列に施設を並べたものである。この表から読み取ることができるように、1984年以降、地総債を活用した公共スポーツ施設整備が多くなっている。図4において示したように、地方財政全体の地総債の許可額も多くなっていることから、おそらく他の県においても地総債を活用して公共スポーツ施設が整備されたものと考えられる。

ただし、他県の状況はあくまでも推測である。また、地総債の発行額は市町村レベルにおいて多い。これらのことから、公共スポーツ施設と地総債の関係については、より詳細な分析が不可欠である。本研究に残された課題である。

表 8 3 県（静岡県、三重県、A 県）における公共スポーツ施設の建設開始年

	地総債を充当して整備した公共スポーツ施設				その他の地方債を充当して整備した公共スポーツ施設	一般財源のみで整備した公共スポーツ施設
1955～1964年 (昭和30～39年)					W-4-a	A-3(供用)
1965～1974年 (昭和40～49年)					W-3	W-2
					W-4-b	
					W-4-c	
1975～1983年 (昭和50～58年)					A-1(供用)	観音山少年自然の家多目的ホール
1984(昭和59)年度	県立富士山麓山の村多目的ホール	A-2				
1985(昭和60)年度					静岡県職員会館体育館	
1986(昭和61)年度	焼津青少年の家体育館					
1987(昭和62)年度	A-4					
1988(昭和63)年度	県立水泳場(温水)	Z-2(供用)				
1989(平成元)年度		W-1-a				
1990(平成2)年度	三ヶ日青年の家					
1991(平成3)年度	Z-1					
1992(平成4)年度	県総合教育センター	W-1-c	W-1-d	X		
1993(平成5)年度						
1994(平成6)年度						
1995(平成7)年度	小笠山総合運動公園(広域公園)	朝霧野外活動センター				
1996(平成8)年度	静岡県ソフトボール場	Y				
1997(平成9)年度						
1998(平成10)年度						
1999(平成11)年度	富士山こどもの国(広域公園)	静岡県武道館	静岡県富士水泳場			
2000(平成12)年度						
2001(平成13)年度						
2002(平成14)年度						
2003(平成15)年度						
2004(平成16)年度						W-1-e
2005(平成17)年度						
2006(平成18)年度						
2007(平成19)年度						W-1-b

注:p17、p19、p21における各施設の建設開始年度を参照のこと。

4-5 国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備

前節までで3つの県における公共スポーツ施設整備財源についての分析を行ったが、公共スポーツ施設の整備については、国民体育大会（以下、国体）を抜きに語ることはできない。国体は公益財団法人日本体育協会（以下、日体協）、文部科学省、開催地都道府県の三者共催で、47都道府県持ちまわりで毎年開催するわが国最大の総合スポーツ大会である。

国体の開催地については、日体協が定める開催基準要項には「内定は5年前、決定は3年前まで」との記載があるが、現状は開催のおよそ10年ほど前に決定することが多い。国体の開催が決定（内定）すると、多くの都道府県では国体を運営するための部局を設置し、国体開催までの業務を遂行する。国体の実施においては、都道府県内の市町村で競技（本大会では37競技および1公開競技）が開催されるため、多くの公共スポーツ施設が使用されることとなる。使用される施設は、近年の自治体の厳しい財政状況から、その多くが既存施設の利用、改修によって整備される。また、開催時のみの使用で済むよう、特設または仮設によって整備される施設もある。しかし一方で、新設される施設も少なからず存在する。表9には、かながわ・ゆめ国体（1998年）以降、国体を契機に新設された公共スポーツ施設数の推移を示した。これをみると、新設数は概ね減少しており、特に2003年以降の減少が顕著である。

表9 国民体育大会の開催地および新設公共スポーツ施設数

年	開催地	国体名	新設数	うち県	うち市町村
1998	神奈川県	かながわ・ゆめ国体	25	3	22
1999	熊本県	くまもと未来国体	37	12	25
2000	富山県	2000年とやま国体	20	6	14
2001	宮城県	新世紀・みやぎ国体	32	8	24
2002	高知県	よさこい高知国体	32	10	22
2003	静岡県	NEW!! わかふじ国体	16	5	11
2004	埼玉県	彩の国まごころ国体	14	3	11
2005	岡山県	晴れの国おかやま国体	15	2	13
2006	兵庫県	のじぎく兵庫国体	7	3	4
2007	秋田県	秋田わか杉国体	22	7	15
2008	大分県	チャレンジ！おおいた国体	8	2	6
2009	新潟県	トキめき新潟国体	2	1	1
2010	千葉県	ゆめ半島千葉国体	3 [*]	1	1
2011	山口県	おいでませ！山口国体	8	3	5

※県、市町村のほか民間（私立高校）が整備。

体育施設出版『月刊体育施設』より作成

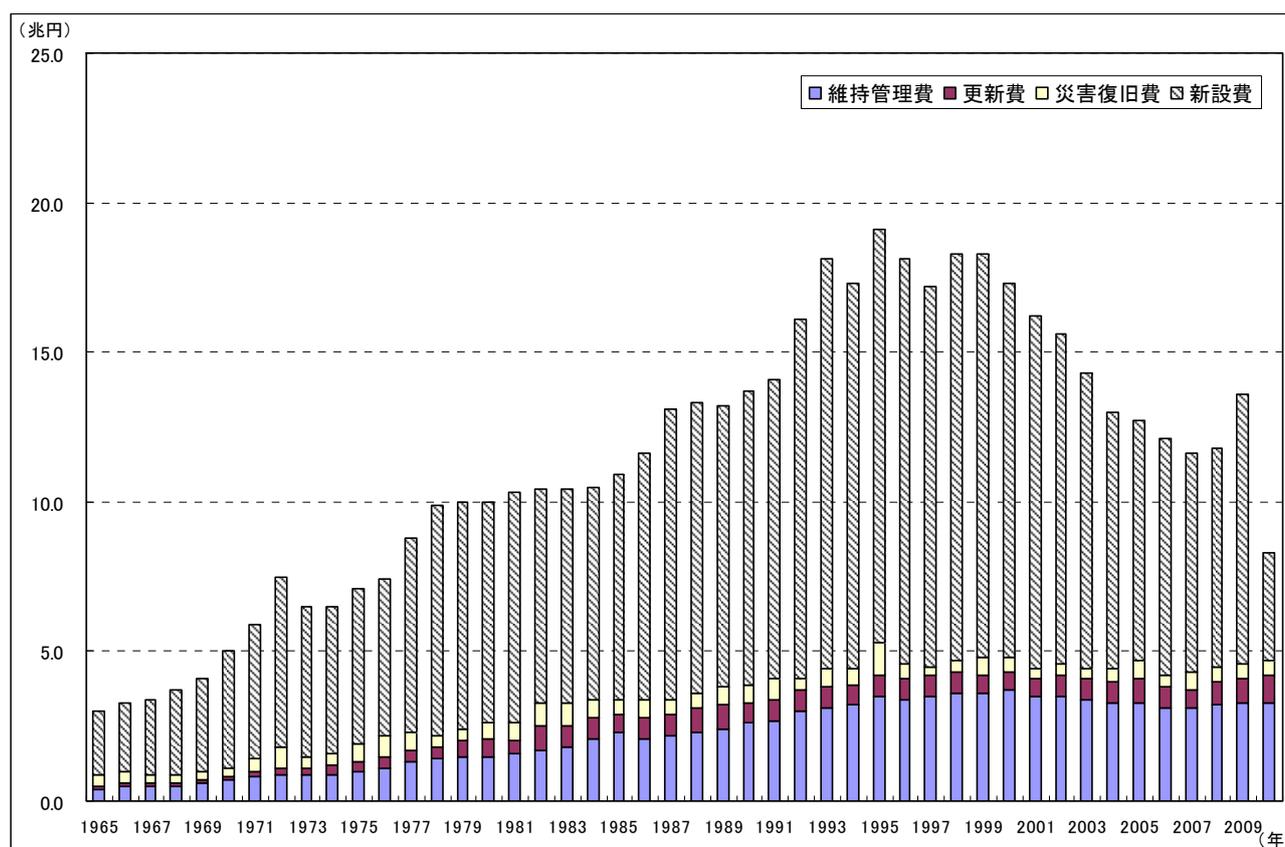
本研究では、国体が契機と解釈できる公共スポーツ施設の整備について、2003年以降に国体を開催した県（B県）関係者への調査を実施した。B県およびB県内市町村が国体を契機に新設した公共スポーツ施設の財源をみると、県が整備した施設は単独事業が多く、市町村が整備した施設はほとんどが国土交通省の都市公園事業費補助（表1参照）を使用していることが明らかとなった。財源の全体像としては、県は一般財源と地方債、市町村は都市公園事業費補助に加え県単独で実施する国体施設整備補助金および地方債を使用するケースが最も多い。地方債の詳細は不明な部分も多いが、前述した公園緑地事業債、過疎対策事業債の使用が確認でき、おそらく地総債、合併特例債なども使用されていたものと推察される。また、文部科学省の社会体育施設整備費補助金は使用されていなかった。

国体を契機とした公共スポーツ施設整備においては、国体開催県内の市町村がそれぞれ独自に整備計画を策定し、財源の確保を行う。B県関係者に対するヒアリング調査によると、新設を計画する自治体の担当者は他県の自治体で過去に類似の施設が建設されているかを調査し、その例を参考にすることが多い。このことから、近年の国体を契機とした公共スポーツ施設整備は、B県の事例と同様のケースが推察される。つまり、県においては一般財源と地方債、市町村においては都市公園事業費補助と地方債が多く使用されていたと考えられる。2章でも述べたように、現在、都市公園事業費補助は制度が変わり、社会資本整備総合交付金に一括化され、地総債も廃止された。この先、国体を契機とした公共スポーツ施設整備を行う際にどのような補助金および交付金、地方債を使用するのかについては、今後の研究で明らかにしていく必要があるだろう。

5. 公共スポーツ施設の維持・補修と財源

ここまで公共スポーツ施設の新規建設のための財源の問題を中心に議論を進めてきた。しかし、忘れてはならないのは建設した施設の維持・補修の問題である。これまで国と自治体は社会資本の維持管理を十分に行ってこなかった。図5は国土交通省所管の社会資本（道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸）の投資総額の推移を示したものである。公共スポーツ施設の問題について議論するのに必ずしも適切なデータとはいえないが、社会資本の維持・補修という問題を考える上で非常に重要なデータである。この図から読みとることができるように、これまで社会資本に対する投資は新設費が大半を占めており、維持管理費のウエイトは投資総額の減少によって年々上昇しているものの、全体の1~2割程度であった。1980年代後半には日本の貿易黒字がもたらす対外摩擦を緩和する内需拡大策として、バブル崩壊後の1990年代には景気対策として公共事業が行われ、自治体も地総債や臨道債を起債して多くの事業を行ったが、それらは新規建設事業が中心であった。

図5 社会資本の投資総額の推移



国土交通省（2010）より作成

公共スポーツ施設の維持・補修に関するデータは全国的な統計は存在しないが、おそらく他の社会資本と同様の傾向がみられるものと考えられる。なぜなら、新規建設とは異なり、維持・補修には国庫補助金や地方債といった財源ではなく、地方税や地方交付税といった一般財源が充てられてきたからである。

自治体は事業を行うために必要な地方税と地方交付税などを合わせた一般財源を節約することができる事業を選択し、優先的に実施する。自治体が一般財源を節約しなければならないのは、国から自治体に対して租税統制が課され、必要な額だけ課税することができないことによるが、背景には住民が超過課税を望んでこなかったこともある^{xxvi}。自治体は幅広く事業を行わなければならないため、一般財源を節約しなければさまざまな事業に一般財源を充てることができなくなり、財政当局は全ての事業を予算化することができなくなる。一方、事業を行う部局は事業を確実に実施したいため、予算折衝で認められやすい一般財源を節約できる国庫支出金、地方債といった財源を活用して事業を行う。このため、これらの財源が充てられる事業を優先的に行ってきたのである^{xxvii}。それゆえ、一般財源の持ち出しになる維持・補修に対して自治体は消極的であった。このため、公共スポーツ施設についても同様の傾向がみられると考えられる。

表 10 は表 5 において示した整備財源が明らかになっている静岡県における 13 の公共スポーツ施設の 2007～2011 年度における施設補修費を示したものである。この表から読み取ることができるように、ほとんどの施設において施設修繕費が 0 から数百万円程度である。

表 10 静岡県における公共スポーツ施設の修繕費

(百万円)

施設 No.	所管部局	施設名	施設種別	建設開始年度	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)
1	交通基盤部	小笠山総合運動公園 (広域公園)	総合運動場 (施設全体)	平成7年 (1995)	112	76	76	157	39
2		富士山こどもの国 (広域公園)	クロスカントリーコース	平成11年 (1999)	0	0	0	0	0
3	教育委員会	朝霧野外活動センター	体育館	平成7年 [*] (1995)	0	1	0	0	-
			アイススケート		0	3	0	1	-
4		観音山少年自然の家多目的ホール	体育館	昭和56年 (1981)	0	0	0	0	0
5		三ヶ日青年の家	体育館	平成2年 [*] (1990)	0	0	0	0	0
			ヨット場		0	2	0	0	0
6		焼津青少年の家体育館	体育館	昭和61年 [*] (1986)	0	0	0	0	0
7		県総合教育センター	庭球コート	平成4年 (1992)	0	-	-	0	0
			体育館						
8		県立富士山麓山の村多目的ホール	体育館	昭和59年 (1984)	61	2	1	1	1
9		静岡県武道館	体育館	平成11年 (1999)	1	6	6	16	4
			柔剣道場						
			柔道場						
			弓道場						
	相撲場								
10	静岡県ソフトボール場	野球(ソフトボール)場	平成8年 (1996)	0	0	2	0	0	
11	県立水泳場(温水)	水泳プール	昭和63年 (1988)	0	18	32	45	21	
12	静岡県富士水泳場	水泳プール	平成11年 (1999)	2	3	5	5	29	
13	経営管理部	静岡県職員会館体育館	体育館	昭和60年 (1985)	4	4	4	3	3

注 平成23年度の数値は当初予算額

※建替年

適切な維持・補修費用の水準がどのくらいであるのか提示することは本報告書では難しいが、経年劣化している施設の維持・補修のための費用が年間 0 円というのは、過小であるといえるのではないか。仮に現状では十分な維持・補修が行われていないとすれば、痛みが目立つようになってから修繕を行う事後的な保全管理では、施設の建て替えの時期が早くなるなど、かえって費用が高くなってしまう可能性がある。長期的にみれば、早い段階から定期的に維持・補修を行っていくことによって費用を低く抑えることが可能である。国も自治体も財政が悪化する中で維持・補修のための財源を一般財源から捻出することは困難な状況にあるが、長期的な視点から公共スポーツ施設の維持・補修を行っていくことが求められる。

6. おわりに

本研究においては、わが国における公共スポーツ施設を再定義した上で、公共スポーツ施設の新規建設と維持・補修の財源に関する問題を中心に分析を行った。

まず 2 章において社会体育施設以外の公共スポーツ施設を含めて公共スポーツ施設を再定義し、施設数の把握における課題を明らかにした。次に 3 章において公共スポーツ施設整備のための諸制度について解説を行った。4 章においては、静岡県、三重県、A 県について、2 章で示した定義に基づいてそれらの県が所有する公共スポーツ施設を把握した。そして、それらの施設が整備された時期および財源を中心に自治体に直接聞き取りを行い、データを入手して分析を行った。また、これら 3 県の事例に加えて国民体育大会に関連した公共スポーツ施設の整備について、B 県および B 県内市町村の事例をもとに議論した。さらに、5 章においては公共スポーツ施設の維持・補修と財源の問題について、社会資本の投資総額や静岡県のデータをもとに議論した。

分析の結果、得られた知見は次の通りである。第 1 に、大規模なスポーツ施設が含まれる都市公園を中心に、これまで把握されてきたよりも多くの公共スポーツ施設が存在する。第 2 に、それらの施設は文部科学省の社会体育施設整備費補助金以外の財源を中心に、特に地総債を用いて整備された。第 3 に、公共スポーツ施設の維持・補修には十分に財源が充てられていない。

ただし、本研究における分析は 4 つの県および 1 つの県内市町村のデータのみに基づいて行われており、本研究の結論が他自治体に適用可能であるのかについては、引き続き調査を行わなければ明らかにならない。また、本研究においては市町村レベルの公共スポーツ施設整備について十分に分析を行っていない。公共スポーツ施設と財源の関係については、より詳細な分析が不可欠である。本研究に残された課題である。

参考文献

笹川スポーツ財団（2011）『スポーツ白書～スポーツが目指すべき未来～』

市町村自治研究会編（2004）『Q&A 市町村合併ハンドブック 第3次改訂版』ぎょうせい
地方債協会『地方債統計年報（各年版）』

地方債制度研究会編（1997）『市町村長さんと議員さんの知恵袋 これでわかる地方単独事業』ぎょうせい

地方債制度研究会編（2001）『事業別地方債実務ハンドブック 平成13年度版』ぎょうせい

地方債制度研究会編（2006）『事業別地方債実務ハンドブック 平成18年度版』ぎょうせい

地方財務研究会編（2011）『六訂 地方財政小辞典』ぎょうせい

平嶋彰英・植田浩（2001）『地方債』ぎょうせい

参考ウェブサイト

国土交通省（2010）『平成21年度 国土交通白書』

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h21/index.html>

国土交通省ウェブサイト「社会資本整備総合交付金（仮称）」

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000825.html

富山県ウェブサイト

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1506/00001328/00262552.pdf

-
- i 本報告書の作成にあたり、静岡県、三重県、A 県の職員の方、B 県の関係者の方には資料をご提供いただいた上、ヒアリングにもご協力いただいた。ここに記して謝意を表したい。
- ii 基金とは、地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいう。
- iii 国土交通省ホームページ
- iv 地方財務協会編（2011）、p.11. 地方負担とは、地方公共団体に対し、その行政に要する経費について国から補助負担金が交付される場合、当該事業に要する経費のうち地方公共団体が負担する部分を言い、補助金等が交付されることから、補助事業にかかる地方負担は「補助裏」、また国庫負担を伴うことから「裏負担」と呼ばれている。
- v 2011 年度から地方債の対象事業区分が変更され、補助事業等に係る各種事業債は、原則として公共事業等債（充当率 90%）に一本化されたが、後述するスポーツ施設整備の事例を理解するには現行の対象事業区分よりも変更以前の対象事業区分の知識が必要であるため、2010 年度までの一般公共事業債で説明を行う。
- vi 平嶋・植田（2001）、pp.395-7.
- vii 現行の交付金の補助裏には学校教育施設等整備事業債が充当される。なお、現行の交付金には廃止された社会体育施設整備費補助金に相当するものも含まれているが、文部科学省提供資料によれば、その比率は 1%程度と非常に低い。このため、学校教育施設等整備事業債に関する説明は割愛する。
- viii 平嶋・植田（2001）、pp.430-9. 基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方自治体が合理的、かつ、妥当な水準で行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額のことである。
- ix 平嶋・植田（2001）、pp.441-58.
- x 平嶋・植田（2001）、pp.374-5.
- xi 地方債制度研究会（2001）、p.69.
- xii 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の 3 カ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。
- xiii 充当率は 1986 年度から、交付税措置は 1987 年度から実施された。
- xiv 平嶋・植田（2001）、pp.398-400.
- xv 地方債制度研究会（1997）、p.8.
- xvi 地方債制度研究会（2001）、122.
- xvii 市町村自治研究会編（2004）、pp.183-91.
- xviii 地方債制度研究会（2006）、p.92.
- xix 平嶋・植田（2001）、pp.461-2.
- xx 地方債制度研究会（2006）、pp.50-1.
- xxi 国の補正予算執行に伴う地方負担額の増加に充てる地方債である。
- xxii 2004 年度をもって廃止された。
- xxiii 臨時地方道整備事業債は道路整備に充てられる地方債である。
- xxiv 補助裏に充当するものと考えられる。
- xxv 特別分等には特別分以外にふるさとづくり分と地域づくり分とが含まれている。なお、データの制約から 2000 年度の計画額および許可額は除いている。
- xxvi 市町村民税所得割は負担水準の市町村間不均衡是正という目的の下、1964 年にそれまで必要に応じて可能であった超過課税（但書方式）が廃止され、課税方式が統一された。これにより日本の地方税における特徴のひとつである画一的な課税標準と税率が形成された。
- xxvii 逆に言えば、一般財源の節約にならない事業は行われてこなかった。

公共スポーツ施設整備財源に関する研究 報告書

2012年3月発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F

TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305

E-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。

本事業は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。